

医療費の一部を支給!

知っておトク!

高校生世代

福祉医療費 支給制度が

始まります!

期間

令和5年10月より

支給対象者の保険診療に係る
お支払い額から、
月ごと、医療機関ごとに、
福祉医療費の自己負担額を
超える部分について助成します。

高校生世代に係る医療費を助成します

令和5年4月診療分より支給対象になります。

助成
対象

諫早市にお住いの ① 中学校卒業から18歳に達した日以後における
最初の3月31日までの間にある方

または ② 高等学校に在学する満20歳未満の方

①・②どちらも所得制限はありません

詳しくはウラ面へ!

お問い
合わせ

諫早市
子育て支援課

☎ 0957-22-1500



助成対象

諫早市にお住いの **①** 中学校卒業から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある方



または **②** 高等学校に在学する満20歳未満の方

①・②どちらも所得制限はありません



資格認定の手続き

平成17年4月2日
～平成20年4月1日生まれの方

申請が必要です

令和5年8月ごろ
「資格認定申請書」を郵送します。

平成15年4月2日
～平成17年4月1日生まれの
高等学校に在学する満20歳未満の方

申請が必要です

資格認定申請書は郵送されませんので、
該当する方は「子育て支援課」まで
ご連絡ください。

ひとり親家庭等福祉医療費
支給事業受給者証を
持っている対象年齢の方

申請は不要です

自動更新を行います。
令和5年9月ごろ
新しい受給者証が届きます。

支給方法

償還払いにより助成します

① 医療機関でお支払い



② 令和5年10月以降

- ◆ 支給申請書
- ◆ 領収書(または証明書)
を窓口提出してください。

③ 医療費から自己負担額(※)を
差し引いた額が振り込まれます。

※自己負担額

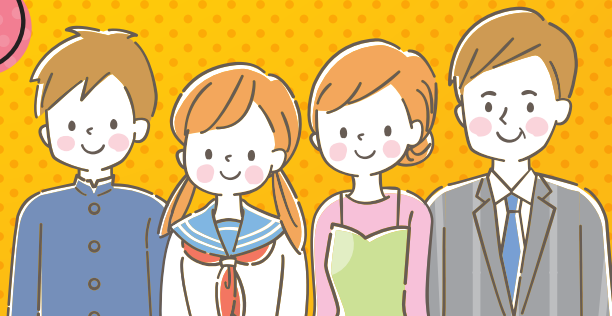
1医療機関ごとに、月の診療日数が

1日の場合は800円

2日以上の場合は1,600円(1ヶ月の上限)



お得な制度を
ぜひご利用
ください!



◆ 院外処方箋の薬局分は、自己負担額0円

◆ 学校でのけが等で「日本スポーツ振興センター災害共済給付」により助成が受けられる場合は福祉医療費対象外